

○経済産業省告示第二百五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年十二月十九日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一～十 [略]	一～十 [略]
<p>十一 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の五第一項の規定により承認された膀胱結石破碎用医療用点火具又はピンハンマー型尿路結石破碎装置に用いられる結石破碎器であって、爆薬の量が〇・〇一二グラム以下のもの</u></p>	<p>十一 <u>薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定により承認された膀胱結石破碎用医療用点火具又はピンハンマー型尿路結石破碎装置に用いられる結石破碎器であって、爆薬の量が〇・〇一二グラム以下のもの</u></p>
十二～二十九 [略]	十二～二十九 [略]
<p>三十 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定により承認された着用型自動除細動器に用いられる導電性の薬液の射出装置であって、次の要件を満たすもの</u></p>	<p>三十 <u>薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定により承認された着用型自動除細動器に用いられる導電性の薬液の射出装置であって、次の要件を満たすもの</u></p>
イ～ホ [略]	イ～ホ [略]
三十一～三十七 [略]	三十一～三十七 [略]
<p>三十八 <u>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であって、次の要件を満たすもの</u></p>	<p>三十八 <u>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であって、次の要件を満たすもの</u></p>
<p>イ <u>火薬の量が次のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p><u>(1) 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。(2)において同じ。）の量が〇・一二グラム以下であり、かつ、ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。(2)において同じ。）の量が一・九四グラム以下であること。</u></p> <p><u>(2) 点火薬量が〇・一二グラムを超え〇・二五二グラム以下であり、かつ、ガス発生剤</u></p>	<p>イ <u>点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二グラム以下であること。</u></p>

の量が〇・九〇〇グラム以下であること。

(3) 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二五二グラム以下であること。

[削る]

ロ～ト [略]

三十九～四十一 [略]

四十二 年少者用補助乗車装置（道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第七条に規定する年少者用補助乗車装置をいう。以下この号において同じ。）に用いるエアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。以下この号において同じ。）であって、次の要件を満たすもの

イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・五四グラム以下であること。

ロ 電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。

ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

ホ 未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、附属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる年少者用補助乗車装置及び当該装置に附属する取扱説明書に表示又は記載する場合は、この限りでない。

ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が一・九四グラム以下であること。

ハ～チ [略]

三十九～四十一 [略]

[新設]

備考 表中の[]は注記である。

○内閣府令第十四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十九条第一項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年二月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(運搬の届出)</p> <p>第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>別記様式第二（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="margin: 0;">運 搬 区 間</p> <p style="margin: 0;">運 搬 計 画 表</p> <p style="margin: 0;">[略]</p> </div> <p>備考</p> <p>1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき1枚とすること。（運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上運航して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。）</p> <p>[2・3 略]</p> <p>別表第一（第十条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">火 薬</td> <td style="text-align: center;">薬量 200キログラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">爆 薬</td> <td style="text-align: center;">薬量 120キログラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上 記 以 外 の 爆 薬</td> <td style="text-align: center;">薬量 100キログラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	数 量	火 薬	薬量 200キログラム	爆 薬	薬量 120キログラム	上 記 以 外 の 爆 薬	薬量 100キログラム	[略]	[略]	<p>(運搬の届出)</p> <p>第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書二通及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>別記様式第二（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="margin: 0;">運 搬 区 間</p> <p style="margin: 0;">運 搬 計 画 表</p> <p style="margin: 0;">[略]</p> </div> <p>備考</p> <p>1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき2枚とすること。（運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上運航して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。）</p> <p>[2・3 略]</p> <p>別表第一（第十条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">火 薬</td> <td style="text-align: center;">薬量 200キログラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">爆 薬</td> <td style="text-align: center;">薬量 100キログラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	数 量	火 薬	薬量 200キログラム	爆 薬	薬量 100キログラム	[略]	[略]
区 分	数 量																		
火 薬	薬量 200キログラム																		
爆 薬	薬量 120キログラム																		
上 記 以 外 の 爆 薬	薬量 100キログラム																		
[略]	[略]																		
区 分	数 量																		
火 薬	薬量 200キログラム																		
爆 薬	薬量 100キログラム																		
[略]	[略]																		

備考 表中の[]は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和五年三月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬（同日前にした火薬類取締法第十九条第一項の規定による届出に係るものを除く。）について適用し、同日前に開始される火薬類の運搬及び同日前にした同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されるものについては、なお従前の例による。

2 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第三号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十条第二項の規定に基づき、火薬類運送規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

火薬類運送規則の一部を改正する省令

火薬類運送規則（昭和三十六年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前																																
(表示)		(表示)																																
<p>第五条 火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の<u>種類</u>、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破砕器にあつては個数、導爆線及び制御発破用コードにあつては長さ、その他の火薬類にあつては薬量をいう。）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を<u>明瞭に表示</u>して運送しなければならない。ただし、一車又は一コンテナ（運送途中において運送する物自体の積替えを要せずに運送するために作られた運送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）を専用して積載し、又は収納する火薬類の包装には、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付さないことができる。</p>		<p>第五条 火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の<u>種類</u>（別表の種類をいう。）、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破砕器にあつては個数、導爆線及び制御発破用コードにあつては長さ、その他の火薬類にあつては薬量をいう。）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を<u>明りょう</u>に表示して運送しなければならない。ただし、一車又は一コンテナ（運送途中において運送する物自体の積替えを要せずに運送するために作られた運送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）を専用して積載し、又は収納する火薬類の包装には、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付さないことができる。</p>																																
別表（第三条、 <u>第十条</u> 、第十二条、第十五条、第三十条関係）		別表（第三条、 <u>第五条</u> 、第十条、第十二条、第十五条、第三十条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">爆薬</td> <td>硝安油剤爆薬</td> <td rowspan="2">薬量 120キログラム</td> </tr> <tr> <td>含水爆薬</td> </tr> <tr> <td>前記以外の爆薬</td> <td>薬量 100キログラム</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火工品</td> <td>工業雷管</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>電気雷管</td> </tr> <tr> <td>導火線付き雷管</td> </tr> </tbody> </table>		区分	数量	火薬	(略)	爆薬	硝安油剤爆薬	薬量 120キログラム	含水爆薬	前記以外の爆薬	薬量 100キログラム	火工品	工業雷管	(略)	電気雷管	導火線付き雷管	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬</td> <td>火薬</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>爆薬</td> <td>爆薬</td> <td>薬量 100キログラム</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">火工品</td> <td>工業雷管</td> <td rowspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>電気雷管</td> </tr> <tr> <td>導火線付き雷管</td> </tr> <tr> <td>信号雷管</td> </tr> <tr> <td>銃用雷管</td> </tr> </tbody> </table>		区分	種類	数量	火薬	火薬	(略)	爆薬	爆薬	薬量 100キログラム	火工品	工業雷管	(略)	電気雷管	導火線付き雷管	信号雷管	銃用雷管
区分	数量																																	
火薬	(略)																																	
爆薬	硝安油剤爆薬	薬量 120キログラム																																
	含水爆薬																																	
	前記以外の爆薬	薬量 100キログラム																																
火工品	工業雷管	(略)																																
	電気雷管																																	
	導火線付き雷管																																	
区分	種類	数量																																
火薬	火薬	(略)																																
爆薬	爆薬	薬量 100キログラム																																
火工品	工業雷管	(略)																																
	電気雷管																																	
	導火線付き雷管																																	
	信号雷管																																	
	銃用雷管																																	

信号雷管	
銃用雷管	
捕鯨用信管	
捕鯨用火管	
実包	1個当たりの総薬量 0.5グラム以下のもの
	1個当たりの総薬量 0.5グラムを超えるもの
空包	1個当たりの総薬量 0.5グラム以下のもの
	1個当たりの総薬量 0.5グラムを超えるもの
導爆線	
制御発破用コード	
爆発せん孔器	
コンクリート破砕器	
煙火	がん具煙火(クラッカーボールを除く。)
	クラッカーボール
	引き玉
	前記以外の煙火
前記以外の火工品	

(略)

捕鯨用信管		捕鯨用信管
捕鯨用火管		捕鯨用雷管
実包	1個当たりの総薬量 0.5グラム以下のもの	軽実包
	1個当たりの総薬量 0.5グラムを超えるもの	重実包
空包	1個当たりの総薬量 0.5グラム以下のもの	軽空包
	1個当たりの総薬量 0.5グラムを超えるもの	重空包
導爆線		導爆線
制御発破用コード		制御発破用コード
爆発せん孔器		爆発せん孔器
コンクリート破砕器		コンクリート破砕器
煙火	がん具煙火(クラッカーボールを除く。)	一般がん具 煙火
	クラッカーボール	クラッカーボール
	引き玉	引き玉
	前記以外の煙火	一般煙火
	前記以外の火工品	一般火工品

(略)

附 則

この省令は、令和五年三月一日から施行する。

○経済産業省令第十一号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年三月二十八日

経済産業大臣 西村 康稔

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

第一条～第十条 略

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第十一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十二 [略]</p> <p>十三 第三種保安物件家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、<u>発電所、蓄電所</u>、変電所及び工場</p> <p>十四～十七 [略]</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十二 [略]</p> <p>十三 第三種保安物件家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、<u>発電所</u>、変電所及び工場</p> <p>十四～十七 [略]</p>
備考 表中の[]は注記である。	

第十二条～第二十三条 略

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条～第七条 略